

日本ジオパーク委員会会則（案）

第 1 条（趣旨）

この会則は、日本ジオパーク委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（責務）

委員会は、ユネスコ憲章および世界ジオパークネットワークの定めるガイドラインの理念に則り、公正中立かつ自律した審査を行う責務を負う。

第 3 条（任務）

委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 日本国内における日本ジオパークネットワークへの新規加盟申請に係る審査に関すること
- 二 世界ジオパークネットワークへの新規加盟申請候補の審査及び認定並びに推薦に関すること
- 三 日本ジオパークネットワークに加盟しているジオパークの活動の評価に関すること
- 四 日本におけるジオパーク活動の推進に係る提言に関すること

第 4 条（組織）

委員会は、ジオパーク活動に関係する組織に属する者のうちから委員長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第 5 条（任期）

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

第 6 条（開催及び議決）

委員会は、委員長が適宜招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 7 条（情報公開）

委員長は、委員会の会議の結果を適宜公開する。

第 8 条（作業部会の設置等）

委員会に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、ジオパーク活動に関する個別の事項を調査検討し、その結果を委員会に報告する。
- 3 作業部会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

第 9 条（事務）

委員会の事務は、委員長が委員会に諮って決定する。

第 10 条（雑則）

この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この会則は、2015年4月1日から施行する。